鳥取市多目的運動広場

改正後

鳥取市佐治町多目的運動広場使用料

区分		金額（1時間につき）
グラウンド	一般	300円
	小学生、中学生、高齢者	150円
	障害者等	無料
テニスコート	一般	200円
	小学生、中学生、高齢者	100円
	障害者等	無料

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　グラウンドの照明設備の使用料は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。

3　テニスコートの照明設備の使用料は、1面1時間につき300円で計算して得た額とする。

4　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

5　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

⑵　介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

6　日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

改正前

鳥取市佐治町多目的運動広場使用料

区分		金額（1時間につき）	夜間照明使用料（1時間につき）
野球	市民	無料	2,000円
	上記以外	600円	3,000円
ソフトボール	市民	無料	1,200円
	上記以外	600円	1,500円
テニス	市民	無料	1面につき300円
	上記以外	1面につき100円	1面につき400円

備考　1時間未満は、1時間とする。

鳥取市佐治町多目的広場使用料

区分	金額（1 時間につき）
一般	200 円
小学生、中学生、高齢者	100 円
障害者等	無料

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。
3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

鳥取市佐治町多目的広場使用料

区分	金額
多目的広場	無料

鳥取市気高町運動広場使用料

区分	金額（1 時間につき）
一般	300 円
小学生、中学生、高齢者	150 円
障害者等	無料

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　照明設備の使用料は、1 時間につき 3,000 円で計算して得た額とする。
3　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。
4　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
5　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

鳥取市鹿野町運動広場使用料

区分		金額（1 時間につき）
グラウンド	一般	300 円
	小学生、中学生、高齢者	150 円

鳥取市気高町運動広場使用料

1　夜間照明を使用しない場合

区分			金額
団体使用又は専用使用	午前(午前 6 時～正午)又は午後(正午～午後 7 時)	6 時間以内の使用の場合	1 時間につき 500 円
		6 時間を超える使用の場合	6,000 円

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　午前、午後の区分をまたがって使用する場合は、6 時間以内の使用であっても 6 時間を超える使用の場合の使用料とする。
3　市民が使用する場合の使用料は、無料とする。

2　夜間照明を使用する場合

区分	金額(1 時間につき)	
	全照明	半照明
市民	2,500 円	1,500 円
上記以外	5,000 円	3,000 円

備考　1 時間未満は、1 時間とする。

鳥取市鹿野町運動広場使用料

1　夜間照明を使用しない場合

区分	金額(1 時間につき)
入場料を徴収しない場合	200 円
入場料を徴収する場合	750 円

	障害者等	無料
テニスコート	一般	200 円
	小学生、中学生、高齢者	100 円
	障害者等	無料

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　グラウンドの照明設備の使用料は、1 時間につき 3,000 円で計算して得た額とする。
3　テニスコートの照明設備の使用料は、1 面 1 時間につき 300 円で計算して得た額とする。
4　「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。
5　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
6　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

鳥取市青谷町農村広場使用料

区分	金額（1 時間につき）
一般	300 円
小学生、中学生、高齢者	150 円
障害者等	無料

備考
1　1 時間未満は、1 時間とする。
2　入場料を徴収しない場合であって、市民が使用するときの使用料は、無料とする。

2　夜間照明を使用する場合

区分		金額(1 時間につき)		
		全点灯の場合	半点灯の場合	1 基点灯の場合
多目的広場	市民	3,000 円	1,500 円	500 円
	上記以外	6,000 円	3,000 円	1,000 円
テニスコート	市民	800 円	400 円	／
	上記以外	1,600 円	800 円	／

備考　1 時間未満は、1 時間とする。

鳥取市青谷町農村広場使用料

区分	金額(1 時間につき)	
多目的広場	市民	無料
	上記以外	200 円
管理棟	市民	無料
	上記以外	1,000 円

備考　1 時間未満は、1 時間とする。

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付
添人
⑵　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。